

錦江町農業委員会 9月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年9月25日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○ 欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第21号 農地法第3条許可申請について

議案第22号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第23号 非農地証明願について

議案第24号 錦江町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
（案）について

○事務局	皆さんこんにちは。お疲れさまです。ただいまより、令和5年9月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。それでは農業委員会憲章の朗読をお願いします。本日は宿利原委員にお願いいたします。
○宿利原 勝吉委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長挨拶、引き続き議事のほうに入っていただきたいと思います。
○会長	皆さんこんにちは。大分朝晩は涼しくなってきましたが、日中はまだまだ暑いですので、どうか体には気をつけて仕事を頑張ってください。10月になりましたらかごしま国体の自転車ロードレースがあります。錦江町内も走りますので、どうか皆さん沿道から応援をしていただければありがたいかなと思います。それと利用状況調査のほうは、頑張って早めに終わらせてください。よろしくをお願いいたします。はい。それではただいまより、令和5年9月錦江町農業委員会の議事を開会します。全員出席しておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、4番元丸委員と、5番宿利原進委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。9月の会務報告をいたします。資料は1ページでございます。9月5日に町議会が開会になりました。6日は一般質問、11日には農業委員会の関係の決算審査特別委員会があり、出席いたしましたところでございます。12日は、県農業委員会女性委員の会総会と研修会がございまして、毛下委員、本釜委員、笹原推進委員と折久木書記が出席したところでございます。21日はタブレットの関係と農業者年金について、農業会議の巡回指導がございました。永田書記と折久木書記が対応いたしました。25日は本日、9月の定例総会です。なお、明後日27日は議会の最終本会議がございました。以上です。
○会長	ただいまの会務報告についての質疑等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第21号、農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号10番です。譲渡人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模はお目通しください。場所が二筆ありまして、城元字添田1036番と城元字森山1318番2です。地目が台帳、現況いずれとも田となっております。地積が合計で2,813㎡です。譲受人の方が〇〇さ

	ん、塩屋の方です。経営規模については、お目通しください。以上になります。
○会長	次に、本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。受付番号10番報告いたします。譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは親戚関係であります。〇〇さんから〇〇さんを買ってもらえないかと、相談があり、売買の申請となりました。〇〇さんは新規就農者であり、意欲もあり農地もきれいにされております。金額は二筆で〇〇円です。よろしく申し上げます。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第21号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第21号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第22号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議とするため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、4回に分けて、審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号70番から74番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、すいません説明の前にちょっと資料の修正をお願いいたします。8ページと9ページがですね、内容が同じものを間違っ入れてましたので、別紙で10と書いたのがあったかと思えます。次のページの10ページのところを9に変えていただいて、今の資料にとじてある10が9ページですね。机の上に別で配布してあったのが10ページという形で、すいませんが差し替えをお願いいたします。もともとの9ページは重複なのでそれは、なしというふうにしていただいて、10ページって書いてあった、閉じ込んである10ページを9ページにしていただいて、机の上に1枚紙で10って書いてあるやつを資料の中に挟み込んで10ページという形ですいませんがお願いいたします。分からない方がいらっしゃいますかね。大丈夫でしょうかね。すいませんではまず、5ページからになります。受付番号70番の貸し人の方が、〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所が田代川原字川路6220番、地目が田で地積が2,833㎡です。期間が令和5年10月1日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号71、72番の貸し人の方が、〇〇さん、神川上の方です。場所が2筆ありまして、神川字北鶴と神川字井手ノ河です。地番はお目通しください。地目は2筆とも田です。地積が合計で、1,273㎡です。期間が令和5年9月26日から令和8年12月14日まで

	<p>です。小作料は、全部で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号 73 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字須崎 677 番 1 です。地目が田で、地積が 1,770 m²です。期間が令和 5 年 9 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は、〇〇さん、東中郡です。受付番号 74 番の貸し人の方が、〇〇さん、下の方です。場所が田代麓字須崎 678 番です。地目が田で地積が 913 m²です。期間が令和 5 年 9 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、東中郡の方です。この案件に関する借り人の方の詳細につきましては、別紙で A 4 の横の用紙がございますので、またそちらもご覧ください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたがここで、元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>はい、報告します。この農地は、〇〇さんの畜舎の隣にあって、以前から、借りて耕作していたところですが、今回、利用権を結ぶということになりました。〇〇さんは、まだ若くてやる気のある青年でありまして、両親と一緒に畜産を頑張っております。畜舎も農地もきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思っておりますよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>71 番 72 番の貸し人の〇〇さん、88 歳になりまして高齢でもう農業はきついと。縮小したいということで、誰か借りる人を探してくれということで、〇〇さんに決まりました。〇〇さんはたまたまこの 2 筆の田んぼの隣を耕作されているということで話をしたところ、3 年間ということであればということで了解していただいた内容です。〇〇さんの方は大根、馬鈴薯色々を作っていますが、自分の耕作地、借地も含めてよく管理をされておりますので問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>73 番 74 番について説明します。まず場所ですが、町民運動会等田代で行われますときの田代中央運動公園の駐車場のすぐ隣に、ここは今まで〇〇さんという牛を飼っている方が、長年耕作されておりましたが、80 歳を超えられ、また奥さんの体調がすぐれないということ等から、規模を縮小されまして、返還されましたので、あとを探していましたところ、〇〇さんが引受けてくださったものです。まだ 20 代と若く、認定農業者でもあらられて、特に問題はないかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号 70 番から 74 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>

○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 70 番から 74 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 75 番から 119 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、これからにつきましては、農地中間管理事業に関するものになりますので、借り人の方につきましては全て、県の地域振興公社となっておりますので、借り人の方の説明は省略いたします。では受付番号 75 番です。貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が城元字道ノ迫 2478 番です。地目が畑の、地積が 923 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 76 から 80 番の貸し人の方が、〇〇さん、六反田の方です。場所が 5 筆ありまして、城元字道ノ迫に 4 筆、城元字不動ヶ上に 1 筆あります。地番はお目通しください。地目は 5 筆とも畑です。地積は合計で 11,675 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は、合計で〇〇円です。6 ページになります。受付番号 81 番から 83 番の貸し人の方が、〇〇さん、京町の方です。場所が 3 筆ありまして、城元字道ノ迫です。地番は、お目通しください。地目は 3 筆とも畑です。地積が合計で 6,854 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が合計で〇〇円です。受付番号 84 番 85 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも城元字鳥ノ巢です。地番はお目通しください。地目が畑で地積が 1,911 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が合計で〇〇円です。受付番号 86 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が城元字道ノ迫 2508 番。地目が畑、地積が 501 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 87 番 88 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも城元字不動ヶ上です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 2,698 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 89 番の貸し人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字道ノ迫 2479 番、地目が畑、地積が 856 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は、〇〇円です。受付番号 90、91 番の貸し人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも城元字道ノ迫です。地番はお目通しください。地目は、2 筆とも畑、地積が合計で 2,176 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。7 ページになります。受付番号 92 番の貸し人の方が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。場所が城元字道ノ迫 2489 番 1、地目が畑、地積が 1,061 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 93 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が城元字道ノ迫 2484 番。地目が畑、地積が 832 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日

までです。小作料が〇〇円です。受付番号 94、95 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が城元字道ノ迫と城元字不動ケ上です。地番はお目通してください。地目が2筆とも畑で、地積が合計で2,456 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 96 から 98 番の貸し人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字道ノ迫に1筆と城元字不動ケ上に2筆です。地番はお目通してください。地目は3筆とも畑です。地積が合計で3,153 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 99、100 番の貸し人の方が、〇〇さん、馬場の方です。場所が2筆ありまして、いずれも城元字不動ケ上です。地目はどちらとも畑で、地積が合計で10,659 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 101 番の貸し人の方が、〇〇さん、六反田の方です。場所が城元字鳥ノ巢 2391 番、地目が畑、地積が2,199 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 102 番の貸し人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字道ノ迫 2499 番1、地目が畑、地積が1,296 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は〇〇円です。ページをめくりまして、8 ページです。受付番号 103 番の貸し人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字道ノ迫 2476 番1、地目が畑、地積が1,482 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料が〇〇円です。受付番号 104 番の貸し人の方が、〇〇さん、瀬戸山の方です。場所が城元字鳥ノ巢 2368 番、地目が畑、地積が1,652 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料が〇〇円です。受付番号 105 から 107 番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が3筆ありまして、いずれも城元字道ノ迫です。地番はお目通してください。地目は3筆とも畑で、地積が合計で4,272 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料が合計で〇〇円です。受付番号 108 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が田代麓字山宮 2437 番、地目が田、地積が800 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 109、110 番の貸し人の方が、〇〇さん、東京都の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代麓字東ノ城戸です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で2,169 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 111、112 番の貸し人の方が、〇〇さん、下の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代麓字西ノ城。地番はお目通してください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で2,864 m²です。期間が令和5年10月1日から令和10年9月30日までです。小作料は合計で〇〇円です。受付番号 113 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代川原字馬庭原 524 番です。地目が田、地積

	<p>が 1,270 m²です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。ページをめくりまして、受付番号 114 番の貸し人の方が、〇〇さん、東京都の方です。場所が田代川原字馬庭原 525 番です。地目が田、地積が 416 m²です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 115、116 番の貸し人の方が、〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代麓字池増です。地番はお目通してください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 1,625 m²です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が合わせて〇〇円です。受付番号 117 番の貸し人の方が、〇〇さん、奈良県の方です。場所が田代麓字土屋 2271 番 2、地目が田、地積が 1,301 m²です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が〇〇円です。受付番号 118、119 番の貸し人の方が、〇〇さん、中村の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代麓字原田です。地番はお目通してください。地目が 2 筆とも田で、地積が合計で 1,423 m²です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が合計で〇〇円です。別紙で A 3 の用紙の、農用地利用集積計画というのがありますが、そちらのほうにですね、配分計画が載っております。で、今説明した分につきましてはですね、1 番からページめくって 48 番までですね、45 番がちょっと飛びますけれども、1 から 44 と 46 から 48 の分が、今説明した分の配分計画でありまして、49 から 54 まではですね借り人の方の変更に係る分になります。また、それ以降については次の説明分になります。以上になります。</p>
○会長	はい、事務局からの説明がありましたが質疑はありませんか。この新規になってるのがありますよ。
○事務局	何番ですか。
○会長	38 から 43 まで。
○事務局	配分計画の番号ですか。
○会長	そうです。継続じゃなくて新規になってる部分があるけど。何かで変わったの。
○事務局	ここに何か丸新とあるやつですか。議案書を作るときに新規は確認をしたんです。今まで契約がなかったのを、新たに契約を入れた。大根占地区の道ノ迫とかは、1 回もう契約があって、契約の更新という形です。それ以外の初めて中間管理事業の契約をする分。
○会長	上のやつが全部その 5 年後の継続ですよ。
○事務局	これは、新たに契約をした分。今まで基盤法でしたのを耕作者の方が変わるから解約をして、新たな耕作者で中間管理事業でやった分。
○会長	それがこの部分ですね。何か質疑はないですか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。受付番号 75 番から 119 番については、

	原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 75 番から 119 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 120 番について審議いたしますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、受付番号 120 番です。貸し人の方が、○○さん、六反田の方です。場所が城元字道ノ迫 2527 番、地目が畑、地積が 2,046 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は○○円です。配分計画案につきましては、45 番が配分計画案になっておりますのでそちらのほうもご覧ください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決します。受付番号 120 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 120 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に、受付番号 121 番から 126 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、受付番号 121、122 番の貸し人の方が、○○さん、福岡県の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも城元字不動ヶ上です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも畑で、地積が合計で 3,247 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は合計で○○円です。受付番号 123 から 125 番の貸し人の方が、○○さん、六反田の方です。場所が 3 筆ありまして、いずれも城元字鳥ノ巣です。地番はお目通しください。地目はいずれも畑です。地積が合計で 7,338 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料が合計で○○円です。受付番号 126 番の貸し人の方が、○○さん、南大隅町の方です。場所が田代麓字立神 5147 番 604、地目が畑、地積が 1,944 m ² です。期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までです。小作料は○○円です。この分の配分計画案につきましては、46、47 飛びまして、55 から 58 になります。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 121 番から 126 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 121 番から 126 番について

	は、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 23 号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では 12 ページになります。受付番号 3 番です。申請日が令和 5 年 8 月 29 日です。申請人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字迫 3281 番 1、地目は台帳が田で、現況は雑種地です。地積が 208 m ² です。場所につきましても 13 ページになりまして、めばえ保育園のですね、向かい側になります。農地の隣がご自宅となっております。以上です。
○会長	事務局からの説明がありました。質疑はありませんか。ごめんなさい。徳永委員の説明をよろしくをお願いいたします。
○徳永委員	はい。説明いたします。22 日の日に、事務局 2 人と水流推進委員と合わせて 4 人で現地を調査しました。場所は神川のめばえ保育園の西側ですね。住宅地と保育園の前の道路に挟まれた面積が約 2 畝の狭い場所です。現地は狭い場所と言いましたけど、住宅地の垣根と道路との間の三角形の形になってまして面積も狭いということで、農地としては不便ではないかなというふうに判断して、この非農地は仕方がないのかなというふうに判断しました。今ですね耕作をしておられません。機械もちょっと入らないですね。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 23 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 23 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第 24 号錦江町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、指針の案につきましてははですね 15 ページからになるんですけども、15 からですね 19 ページまでなんですけど、こちらのほうで説明をするよりもですね、別冊で A 3 の横長のやつですね。錦江町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針新旧対照表とありますので、こちらのほうでご説明をいたしたいと思います。今現在の指針のほうはですね平成 30 年の 1 月に定例会で定めたものになっておりまして、また、計画目標が平成 35 年 7 月までとなっておりますので、もう目標年月も過ぎましたので、今回、基盤法の改正とかですね、色々ありましたので、見直しをするところです。右側のほうが旧で、左側が新しく見直した後になります。新のほうのところの、薄い灰色の色と下線がしてあるところが修正もしくは追加されたところになっておりまして、右側のほうの灰色のところは削除したところになっております。大きく変わったのは基盤法の改正の関係での文言の修正、後は最適化活動の関係のほうでの文言の修正とかになっております。1 ページにつきましては。詳細はまたお目通

	<p>しいただければと思いますので、説明は簡単にいたしたいと思います。2ページのほうがですね、こちらのほうもほとんど先ほど言ったとおりの関係の修正になっておりまして、第2のところから評価方法というのが追加されたりもしておりまして、あと表が結局令和5年8月から、10年後の目標として令和15年8月の目標ですね、全て設定をしてあります。2ページのほうは主な修正はそこになっています。あとは、またお目通ししていただければなど。3ページのほうもですね、今回評価方法というのが、見直し後のほうは追加されておりますので評価方法がですねそれぞれ、1番上のところと、このページの1番下のところに評価方法が追加されております。中の表のほうの現状とか目標ですねこちらのほうもまた数値を見直しております。4ページのほうもありまして、基本的にはこの4ページ、3の(3)ということで評価方法が追加されましたので評価方法を追加するのと、地域計画の目標を達するための役割ということで、このように役割のほうを定めたところなんです。後はしばらくご覧になっていただいて、ご質問等あればと思っております。以上になります。</p>
○会長	しばらくお目通ししてください。
○鍋委員	今のこの問題ですけれども、もし事前に分かってるのであれば、資料と一緒に配布してもらって、この場にでれるんじゃないかと思ってるんですけどどうなんでしょう。
○事務局	作成がちょっと間に合わなかったもので、次からは気を付けていたします。
○会長	だいたい3年ぐらいすれば、今遊休農地になっているような、B判定がでていがあるのがありますよ。そういうのを減らしていくと1,400、1,390ぐらいになるの。
○事務局	この面積ですか。結局、前回の結果を見ますと、結構どんどん減ってるんですよ。今後も同じようなペースで、非農地が増えていけば減っていくのではないのかなと思います。現在は1,410なんですけど、目標のほうは1,520と、かなり100ちょっと差があります。29年度現在が大体1,600ぐらいですけど、それと比べて200ぐらいは減ってます。少しずつ減っていく方向なんですけど、どっかでは止まるとは思うんですけど。
○会長	どっかでは止まるわな。止まって欲しい。何か質疑はありませんか。
○鍋委員	例えば見直し後の遊休農地面積が30haになってますけど、これからますます人口が減っていく。人手不足になる。そしてそういう中で、今から地域計画の作成とかが始まるわけですけども、何か将来的にこんだけで済むのかなあという気がするんですけども。対策として何か考えながらこういう数字が出てくるのか、そのところを。例えば外国人がいっぱい入ってくる予定を立てているとかそういうふうな。今の現状だけで見ると、かなり厳しいのじゃないかなと思うんです。
○事務局	そうですね。具体的な対策は特には今の時点ではないですけども。見回りの強化とかあとはそうですね。早期発見していただいて、あとはもう借りての

	方を見つければ1番いいのかなと。また今後は地域計画も立てていきますので、その中でまた何か解決策が出てくればいいのかなと。
○鍋委員	農地が荒れないようなふうな形で、取り組んでいけたらいいのかなと思います。
○事務局	皆様のご協力のもとですね、ぜひこの数字以下になるように取り組みをお願いしたいと思います。
○会長	よろしいでしょうか。
○委員	はい。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第24号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第24号については原案のとおり決定いたしました。 以上で、令和5年9月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それではこれをもちまして、令和5年9月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。 姿勢を正してください。一同、礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者